

(証券コード 6967)  
平成 27 年 6 月 4 日

株 主 各 位

長野県長野市小島田町80番地  
**新光電気工業株式会社**  
代表取締役社長 清 水 満 晴

## 第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時15分までに到着するように、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時  
（受付開始は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 長野県長野市栗田711番地  
当社栗田総合センター（多目的ホール）  
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項
  1. 第80期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第80期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類報告の件  
決 議 事 項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役7名選任の件
  - 第4号議案 監査役1名選任の件
  - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
  - 第6号議案 役員賞与支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 次の事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.shinko.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
    - ① 連結計算書類の連結注記表
    - ② 計算書類の個別注記表
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.shinko.co.jp>) に掲載させていただきます。

# 事業報告

(平成26年 4月 1日から  
平成27年 3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の経済環境は、日本におきましては、消費税率の引上げに伴う個人消費への影響が見られたものの、経済対策・金融政策等を背景に円安ならびに株価上昇が継続し、企業収益や雇用情勢の改善が進むなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

海外におきましては、中国や新興国において景気が減速傾向を示し、欧州では景気の先行き不透明感やデフレ懸念が強まる一方で、米国経済は、雇用環境や個人消費の改善等により回復局面が継続しました。

半導体業界につきましては、高成長が続くスマートフォン向けやエレクトロニクス化が進展する自動車向けの旺盛な需要に牽引されましたが、パソコン市場向けは低調のまま推移しました。また、スマートフォンにおける低価格品の浸透等を背景に市場構造の変化が進み、企業間競争がさらに激化する厳しい市場環境が継続しました。

このような環境下にあつて、当社グループにおきましては、フリップチップタイプパッケージが競争激化に伴う価格低下等の影響を受けましたが、市場ニーズに即した生産体制の強化や積極的な受注活動を展開したことなどにより、スマートフォン、自動車向けなどにリードフレームの需要が拡大するとともに、半導体製造装置向けのセラミック静電チャックやスマートフォン等向けのIC組立の売上が増加し、当連結会計年度の売上高は1,428億15百万円(対前連結会計年度比1.7%増)となりました。収益面につきましては、生産革新活動による合理化・効率化の取り組みを継続し、また、為替相場における円安・ドル高の進行が寄与したものの、競争激化を背景とする市場価格低下の継続に加え、新製品の量産体制整備等のための設備投資に伴う減価償却費が増加したことなどにより、経常利益は89億73百万円(対前連結会計年度比38.1%減)、当期純利益は64億42百万円(同30.8%減)となりました。

部門別の概況は次のとおりであります。

#### 〔ICリードフレーム部門〕

プレスリードフレームは、パソコン、デジタル家電市場等向けにおける在庫調整の影響を受けたものの、エレクトロニクス化が進む自動車向けの受注が増加しました。エッチングタイプリードフレームは、スマートフォンをはじめ幅広い用途において旺盛な需要が続くQFN（クワッド・フラット・ノンリード）タイプの生産体制増強をはかったことなどにより増収となりました。この結果、当部門の売上高は304億58百万円（対前連結会計年度比15.4%増）となりました。

#### 〔ICパッケージ部門〕

フリップチップタイプパッケージは、民生機器向けの需要等は増加しましたが、パソコン市場低迷、競争激化に伴う価格低下等の影響を受け、売上が減少し、また、プラスチックBGA（ボール・グリッド・アレイ）基板は、スマートフォン等のメモリー向けの受注が低迷しました。アセンブリ事業においては、スマートフォン等向けのIC組立は市場変動の影響を受けましたが、新製品の量産体制整備に注力したことなどにより、売上が増加した一方で、カメラモジュール組立は民生機器向けが低調のまま推移しました。MPU向けのヒートスプレッダーはパソコン市場低迷の影響等を受け、減収となりました。この結果、当部門の売上高は894億61百万円（対前連結会計年度比4.1%減）となりました。

#### 〔気密部品部門〕

光素子用ガラス端子は、民生機器向けの需要が減少し、また、センサー用ガラス端子は、国内自動車市場の回復鈍化等の影響を受け、減収となりました。一方、半導体メーカーの設備投資が堅調に推移したことなどを背景に、半導体製造装置用のセラミック静電チャックの需要が拡大し、売上増となりました。この結果、当部門の売上高は223億73百万円（対前連結会計年度比10.0%増）となりました。

#### 部門別売上高

部 門	売 上 高	
	金 額	構 成 比
	百万円	%
I C リ ー ド フ レ ー ム	30,458	21.3
I C パ ッ ケ ー ジ	89,461	62.6
気 密 部 品	22,373	15.7
そ の 他	521	0.4
合 計	142,815	100.0

## (2) 対処すべき課題

今後の経済環境は、日本におきましては、円安進行に伴う輸入原材料コスト上昇等の影響が懸念されるものの、株価上昇や企業収益の拡大などを背景に、所得・雇用環境等は改善傾向を示し、個人消費が増加するなど、緩やかながらも景気の回復基調が継続することが期待されます。

海外におきましては、中国経済の減速や、欧州ではデフレ傾向の強まり等から不透明な状況が継続することが懸念されますが、米国では個人消費や雇用情勢が堅調に推移するなど、引き続き景気の拡大が見込まれています。

半導体業界におきましては、新興国におけるスマートフォン市場の伸張や、カーエレクトロニクス化の進展をはじめとする半導体用途の一層の拡大等による市場成長が見込まれる一方で、パソコン向けは今後とも一定の市場規模を維持するものの、厳しい環境が継続し、また、高成長が続くスマートフォンについても低価格品へのシフトや製品の世代交代等に伴い需要が激しく変動するなど、高品質かつ低価格化へのニーズがさらに増すとともに、市場構造が常に変化する厳しい事業環境が継続するものと想定されます。

このような環境下にあつて、当社グループといたしましては、フリップチップタイプパッケージについては、一層の生産性向上等に努め、競争力強化をはかるとともに、次世代製品向けや高付加価値製品の開発・市場投入に注力するなど、基盤ビジネスとして競争激化に対処してまいります。また、スマートフォン、カーエレクトロニクス市場向けに、当社独自技術に基づく I C 組立等の拡販ならびに当社製品の高い信頼性をもとに受注増が期待される車載 I C 向け各種製品等の販売強化に注力してまいります。こうした成長市場向けにあわせ、IoT (Internet of Things) 関連市場をはじめとする、今後、高機能半導体へのニーズがさらに高まることが想定される市場向けにおいて、当社の有する半導体実装技術をもとに、強い競争力を持つ新商品の事業化をはかるとともに、マーケティング機能、開発機能等の充実にも努めるなど、重点的に経営資源の投下をはかってまいります。

熾烈な競争が繰り広げられる半導体市場にあつて、当社グループは、ものづくり、技術、サービスで常に先行することにより、市場・環境の変化に即応できる強靱な企業体質の構築をはかり、「限りなき発展」を果たしてまいります。

### (3) 設備投資および資金調達の様況

当連結会計年度中の設備投資の総額は243億24百万円となりました。これは、ICパッケージ部門において、フリップチップタイプパッケージ、IC組立の新製品量産体制整備のための設備投資ならびにICリードフレーム部門において旺盛な需要が続くQFNタイプリードフレーム等の生産体制増強のための設備投資等を行ったほか、全部門にわたって合理化・省力化を目的とした投資を行ったものです。

なお、上記設備投資に必要な資金は、自己資金をもって充当しております。

### (4) 財産および損益の様況の推移

#### ① 企業集団の財産および損益の様況の推移

区 分	年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		第 77 期 (平成24年3月)	第 78 期 (平成25年3月)	第 79 期 (平成26年3月)	第 80 期 〔当連結会計年度〕 (平成27年3月)
売 上 高 (百万円)		125,825	127,241	140,412	142,815
経 常 利 益 (百万円)		△1,758	5,049	14,501	8,973
当 期 純 利 益 (百万円)		△2,242	2,874	9,309	6,442
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		△16円60銭	21円28銭	68円91銭	47円69銭
総 資 産 (百万円)		166,686	170,966	176,651	181,903
純 資 産 (百万円)		130,048	131,206	133,536	136,407

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

#### ② 当社の財産および損益の様況の推移

区 分	年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		第 77 期 (平成24年3月)	第 78 期 (平成25年3月)	第 79 期 (平成26年3月)	第 80 期 〔当事業年度〕 (平成27年3月)
受 注 高 (百万円)		118,312	125,926	131,339	134,077
売 上 高 (百万円)		120,438	120,867	132,302	133,898
経 常 利 益 (百万円)		△1,895	5,008	13,280	7,717
当 期 純 利 益 (百万円)		△2,165	2,943	8,435	5,497
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		△16円3銭	21円79銭	62円45銭	40円70銭
総 資 産 (百万円)		165,611	168,648	173,820	179,343
純 資 産 (百万円)		129,416	129,652	135,408	139,052

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (5) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

会 社 名	資本金	親 会 社 が 有する当社 の 株 式 数	議 決 権 比 率	事 業 内 容
富 士 通 株 式 会 社	百万円 324,625	千株 67,587	% 50.03	ソフトウェア、情報処理分野および通信分野の製品の開発、製造および販売ならびにサービスの提供

(注) 当社と親会社との間の主な取引は、親会社への当社製品の販売であります。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 議 決 権 比 率	事 業 内 容
SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.	千マレーシア リンギット 68,000	% 100	リードフレームの製造・販売
KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.	百万ウォン 11,900	100	ガラス端子等の製造・販売
SHINKO ELECTRIC AMERICA, INC.	千米ドル 7,500	100	半導体パッケージの販売

## (6) 主要な事業内容

当社グループは、半導体パッケージの製造・販売を主な事業としており、各部門の主要な製品は次のとおりであります。

部 門	主 要 製 品
I C リードフレーム	半導体用リードフレーム
I C パッケージ	プラスチック・ラミネート・パッケージ、I Cの組立、ヒートスプレッダー
気 密 部 品	半導体用ガラス端子、セラミック静電チャック

## (7) 主要な事業所

### ① 当社

本 社	長野県長野市小島田町80番地
工 場 等	更北（長野市）、若穂（長野市）、高丘（長野県中野市）、 新井（新潟県妙高市）、京ヶ瀬（新潟県阿賀野市）、 新光開発センター（長野市）、栗田総合センター（長野市）
営業所等	東京（渋谷区）、大阪（淀川区）、仙台（仙台市）、 長野（長野市）、名古屋（名古屋市）、大分（大分市）、 福岡（福岡市）、マニラ（フィリピン共和国）

### ② 子会社

国 内	新光パーツ株式会社（長野市） 新光テクノサーブ株式会社（長野市）
海 外	SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア) KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (大韓民国) SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD. (中華人民共和国) SHINKO ELECTRIC AMERICA, INC. (アメリカ合衆国) KOREA SHINKO TRADING CO., LTD. (大韓民国) TAIWAN SHINKO ELECTRONICS CO., LTD. (台湾) SHANGHAI SHINKO TRADING LTD. (中華人民共和国) SHINKO ELECTRONICS (SINGAPORE) PTE. LTD. (シンガポール共和国)

## (8) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
4,905名	45名減

### ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,117名	48名減	43.8歳	21.8年



## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 540,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 135,171,942株 (自己株式81,729株を含む)  
 (3) 資本金 24,223,020,480円  
 (4) 株主数 13,105名 (対前事業年度末比5,099名減)  
 (5) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
富士通株式会社	千株 67,587	% 50.03
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	2,385	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,143	1.59
THE BANK OF NEW YORK 133522	2,089	1.55
株式会社八十二銀行	1,836	1.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,815	1.34
CMBL S. A. RE MUTUAL FUNDS	1,601	1.19
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,528	1.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,513	1.12
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,330	0.99

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役副会長	藤 本 明	
代表取締役社長	清 水 満 晴	執行役員社長
取 締 役	豊 木 則 行	副社長執行役員 システム・設備技術・開発・知的財産権部門担当
取 締 役	依 田 稔 久	専務執行役員 事業部門担当
取 締 役	浅 野 義 博	常務執行役員 資材部門担当、環境管理統括部長
取 締 役	長 谷 部 浩	上席執行役員 経理本部長 兼 共通技術統括部長
取 締 役	黒 岩 護	相談役
常 勤 監 査 役	小 川 喜 彦	
監 査 役	北 澤 光 二	北澤公認会計士事務所 公認会計士・税理士
監 査 役	安 井 三 也	富士通株式会社執行役員

- (注) 1. 監査役 北澤光二および安井三也は、社外監査役であります。また、当社は監査役 北澤光二を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 北澤光二は、公認会計士および税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 平成26年6月26日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって、取締役 倉石文夫は辞任により、また、監査役 酒井雄一は任期満了により、それぞれ退任いたしました。
4. 平成26年6月26日開催の第79回定時株主総会において、新たに豊木則行は取締役に、また、安井三也は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 当事業年度末日後の平成27年4月1日付で、監査役 安井三也は富士通株式会社執行役員常務に就任しております。
6. 当事業年度末日後の平成27年4月21日付で、取締役の担当について次のとおり変更がありました。
- 取 締 役 豊 木 則 行 副社長執行役員  
開発・知的財産権・アセンブリ事業部門担当、  
知的財産権統括部長
- 取 締 役 依 田 稔 久 専務執行役員  
T P S 推進・システム・設備技術・コンポーネント事業・  
リードフレーム事業部門担当

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	375百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	40百万円 (9百万円)
合 計	12名	416百万円

- (注) 1. 上記支給人員および支給額には、平成26年6月26日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。
2. 上記支給額には、第80回定時株主総会において決議予定の役員賞与を含めております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 監査役 北澤光二

#### イ. 重要な兼職先と当社との関係

北澤公認会計士事務所と当社との間には特別の関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催した取締役会18回のうち17回出席し、また、監査役会4回のうち4回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役 北澤光二は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### ② 監査役 安井三也

#### イ. 重要な兼職先と当社との関係

富士通株式会社は当社の親会社であります。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度の在任期間中に開催した取締役会13回のうち9回出席し、また、監査役会3回のうち3回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役 安井三也は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

#### (4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当事業年度の末日において当社には社外取締役がおりません。

社外取締役の導入の重要性は認識しており、以前より、現行の機関設計のもとで社外取締役の導入を検討してまいりましたが、当期中において、監査等委員会設置会社への移行も含めた機関設計の検討と、その機関設計の下での、取締役会の構成、および取締役に求められる資質、能力等について議論を始めました。

このような状況下において、拙速に社外取締役を選任すると、議論の結果をふまえた新たなガバナンス体制にとって弊害となるおそれがあることから、社外取締役を導入することは相当でないものと判断しております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. ②の支払額には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である生産性向上設備投資促進税制に係る手続業務の対価が含まれております。
3. 当社の重要な子会社のうち、SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.およびKOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、上記体制につき次のとおり決議いたしております。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、取締役および社員が良識ある社会人・企業人として行動し、当社グループが社会において必要とされる企業であり続けるべく、当社グループの存在意義、大切にすべき価値観、ならびに取締役および社員が実践すべき行動指針、守るべき行動規範を示した「SHINKO Way」の周知徹底ならびに継続的な教育を実施するなど、コンプライアンス違反を未然に防止する体制の構築を推進する。
- ② 取締役会は、「取締役会規則」に基づき、経営方針、法令・定款で定められた事項および経営に関する重要事項の決定ならびに取締役および執行役員の職務執行の監督を行い、監査役会は、「監査役会規則」および監査方針・監査基準に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。
- ③ 取締役は、事業活動に係る法規制等をふまえ、それらの遵守のために必要な社内規程、教育、監視体制の整備を行い、当社グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ④ 法令、定款、社内規程および企業倫理等に関するコンプライアンスについて通報相談を受け付ける内部通報制度を設けるとともに、内部監査部門は、各業務が適切かつ効率的に実施されることを確認するため、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役は、株主総会、取締役会等の重要会議の議事録、稟議書、その他の職務の執行に係る情報・文書について、「文書管理規程」等の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理する。
- ② 取締役および監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記①に定める文書を常時閲覧することができるものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、当社グループの事業継続、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害するおそれのあるリスクに対処するため、適切なリスク管理体制を整備する。
- ② 取締役は、当社グループに損失を与えうるリスクを常に評価・検証し、重要なものについては取締役会に報告する。
- ③ 事業遂行上想定されるリスクについて未然防止対策の策定ならびにリスクの極小化に向けた活動を行う。また、リスク発生時の対応体制を明確化し、発生したリスクについて迅速な対応を行い、損失の最小化に努めるとともに、再発防止に向けた活動を行う。

### (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営の意思決定機能・管理監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに権限・責任の明確化による機動的な業務執行体制の構築をはかっている。
- ② 取締役会は、中期計画ならびに年度予算等を決定し、経営方針および経営目標の周知徹底を行うとともに、各部門において達成すべき目標を明確化する。
- ③ 当社は、「取締役会規則」に基づき、定時取締役会を毎月1回開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催する。さらに、「会議規程」に基づき、取締役および執行役員をもって構成する執行役員会議を毎月開催し、各部門における目標の達成状況について進捗管理を行うとともに、経営全般にわたる審議・報告を行う。
- ④ 取締役は、「取締役会規則」、「職務権限規程」、「稟議規程」、「事務章程」等において、意思決定の手續、各部門の職務分掌および執行の手續・権限について定めるなど、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われるべく体制を整備する。

#### (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ会社に対し、当社グループの企業価値の持続的向上を目的に、「SHINKO Way」を基本として、上記(1)～(4)に定めるグループとしての適法・適正かつ効率的な業務遂行体制の整備に関する管理・指導・支援を行う。
- ② 上記①を具体化し、グループ会社の健全な発展と自主性の確立をはかるべく、「関係会社管理規程」に基づき、所管部門が管理・指導・支援を主導し、また、重要事項に関する報告・承認等を通じて、グループ会社の意思決定、業務執行を管理・監督する。
- ③ 当社およびグループ会社の取締役は、当社グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題の確認等を行う。
- ④ 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、グループ会社の監査を実施する。

#### (6) 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する社員を置くものとする。
- ② 取締役は、当該社員の独立性を確保するため、その社員の任命、異動および報酬等人事に関する事項については、監査役と事前協議のうえ決定する。

#### (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

- ① 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するために重要な会議に出席する。
- ② 当社およびグループ会社の取締役および社員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実および不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実を認識した場合、直ちに監査役に報告する。
- ③ 当社およびグループ会社の取締役および社員は、定期的に監査役に対して職務執行状況を報告する。

**(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社およびグループ会社の取締役は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- ② 内部監査部門は、定期的に監査役に内部監査結果を報告する。
- ③ 監査役は、会計監査人から会計監査の結果等について説明を受けるとともに、随時、情報交換を行う。



◎ 以上のご報告は、次により記載されております。

1. 百万、千単位の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 特に記載のない限り、平成27年3月31日現在の状況を記載しております。



# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	99,712	流動負債	35,879
現金及び預金	15,602	買掛金	18,469
受取手形及び売掛金	37,406	短期借入金	600
有価証券	250	未払金	5,409
商品及び製品	3,095	未払法人税等	1,340
仕掛品	5,102	未払費用	8,083
原材料及び貯蔵品	2,874	その他	1,975
預け金	29,680	固定負債	9,616
繰延税金資産	2,030	退職給付に係る負債	9,044
その他	3,684	その他	572
貸倒引当金	△14	負債合計	45,495
固定資産	82,190	(純資産の部)	
有形固定資産	77,160	株主資本	144,431
建物及び構築物	28,504	資本金	24,223
機械装置及び運搬具	26,271	資本剰余金	24,129
工具、器具及び備品	2,242	利益剰余金	96,171
土地	6,582	自己株式	△92
建設仮勘定	13,560	その他の包括利益累計額	△8,023
無形固定資産	993	その他有価証券評価差額金	94
投資その他の資産	4,036	為替換算調整勘定	△698
投資有価証券	243	退職給付に係る調整累計額	△7,420
退職給付に係る資産	357	純資産合計	136,407
繰延税金資産	3,083	負債純資産合計	181,903
その他	373		
貸倒引当金	△21		
資産合計	181,903		

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		142,815
売 上 原 価		125,689
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>17,125</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,543
<b>営 業 利 益</b>		<b>4,581</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息	196	
雑 収 入	4,218	4,414
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	11	
雑 支 出	11	22
<b>経 常 利 益</b>		<b>8,973</b>
<b>特 別 損 失</b>		
固 定 資 産 除 却 損		558
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>8,414</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,800
法 人 税 等 調 整 額		171
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>6,442</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	24,223	24,129	91,627	△92	139,888
会計方針の変更による累積的影響額			1,478		1,478
会計方針の変更を反映した当期首残高	24,223	24,129	93,106	△92	141,366
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△3,377		△3,377
当 期 純 利 益			6,442		6,442
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	3,064	△0	3,064
当 期 末 残 高	24,223	24,129	96,171	△92	144,431

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 勘 定	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	49	△1,449	△4,951	△6,351	133,536
会計方針の変更による累積的影響額					1,478
会計方針の変更を反映した当期首残高	49	△1,449	△4,951	△6,351	135,014
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△3,377
当 期 純 利 益					6,442
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	45	751	△2,468	△1,671	△1,671
当期変動額合計	45	751	△2,468	△1,671	1,393
当 期 末 残 高	94	△698	△7,420	△8,023	136,407

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<u>(資産の部)</u>		<u>(負債の部)</u>	
流動資産	89,867	流動負債	35,297
現金及び預金	7,759	買掛金	18,058
受取手形	207	短期借入金	600
売掛金	36,372	未払金	5,355
有価証券	120	未払法人税等	1,237
商品及び製品	2,615	未払費用	8,117
仕掛品	4,903	その他	1,928
原材料及び貯蔵品	2,639	固定負債	4,992
未収入金	2,898	退職給付引当金	3,883
預け金	29,680	繰延税金負債	547
繰延税金資産	1,992	その他	562
その他	680	負債合計	40,290
貸倒引当金	△2	<u>(純資産の部)</u>	
固定資産	89,475	株主資本	138,957
有形固定資産	74,703	資本金	24,223
建物及び構築物	27,473	資本剰余金	24,129
機械及び装置	25,600	資本準備金	6,055
工具、器具及び備品	1,933	その他資本剰余金	18,073
土地	6,294	利益剰余金	90,697
建設仮勘定	13,402	その他利益剰余金	90,697
無形固定資産	991	別途積立金	67,126
投資その他の資産	13,780	繰越利益剰余金	23,570
投資有価証券	236	自己株式	△92
関係会社株式	7,112	評価・換算差額等	94
長期前払費用	175	その他有価証券評価差額金	94
その他	6,275	純資産合計	139,052
貸倒引当金	△21	負債純資産合計	179,343
資産合計	179,343		

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		133,898
売 上 原 価		118,365
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>15,533</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,405
<b>営 業 利 益</b>		<b>3,127</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	547	
雑 収 入	4,064	4,611
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	11	
雑 支 出	10	21
<b>経 常 利 益</b>		<b>7,717</b>
<b>特 別 損 失</b>		
固 定 資 産 除 却 損		556
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>7,161</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,540
法 人 税 等 調 整 額		123
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>5,497</b>

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 積 立 金	利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	24,223	6,055	18,073	24,129	67,126	19,972	87,098	△92	135,359
会 計 方 針 の 変 更 による累積的影響額						1,478	1,478		1,478
会 計 方 針 の 変 更 を 反映した当期首残高	24,223	6,055	18,073	24,129	67,126	21,450	88,577	△92	136,837
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△3,377	△3,377		△3,377
当 期 純 利 益						5,497	5,497		5,497
自 己 株 式 の 取 得								△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	2,120	2,120	△0	2,120
当 期 末 残 高	24,223	6,055	18,073	24,129	67,126	23,570	90,697	△92	138,957

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高		49	135,408
会 計 方 針 の 変 更 による累積的影響額			1,478
会 計 方 針 の 変 更 を 反映した当期首残高		49	136,887
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△3,377
当 期 純 利 益			5,497
自 己 株 式 の 取 得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		45	45
当 期 変 動 額 合 計		45	2,165
当 期 末 残 高		94	139,052

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

新光電気工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 林 宏 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 正 広 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齋 田 毅 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新光電気工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

新光電気工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 林 宏 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 正 広 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齋 田 毅 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新光電気工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築および運用の状況を監視および検証いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

## 新光電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 小 川 喜 彦 ㊟

監 査 役 北 澤 光 二 ㊟

監 査 役 安 井 三 也 ㊟

(注) 監査役北澤光二および安井三也は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたく存じます。

### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元の一層の充実をはかるため、普通配当10円に特別配当5円を加え、1株につき15円とさせていただきたいと存じます。

この結果、平成26年12月10日に実施した10円の間配当金とあわせ、年間配当金は1株につき25円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額2,026,353,195円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日

## 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更しようとするものであります。

### 1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任をより明確化するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、定款第22条（任期）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第28条（取締役の責任免除）および第36条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。  
なお、定款第28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第22条（任期） 取締役の任期は選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期満了の時までとする。</u>	第22条（任期） 取締役の任期は選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第28条（取締役の責任免除）</p> <p>当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第28条（取締役の責任免除）</p> <p>当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等を除く）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第36条（監査役の責任免除）</p> <p>当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第36条（監査役の責任免除）</p> <p>当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふじもとあきら 藤本明 (昭和22年8月12日生)	昭和46年4月 富士通株式会社入社 平成10年6月 当社入社 事務統轄部長 兼 環境管理統轄部長 平成11年6月 取締役 平成16年6月 常務取締役 平成18年6月 専務取締役 平成19年4月 取締役 専務執行役員 平成22年4月 取締役 副社長執行役員 平成23年6月 常勤監査役 平成24年6月 取締役副会長 (現在に至る)	13,800株
2	しみずみつはる 清水満晴 (昭和34年11月1日生)	昭和57年4月 当社入社 平成18年6月 開発統括部長 平成19年4月 執行役員 平成22年6月 上席執行役員 平成23年6月 取締役 常務執行役員 平成26年6月 代表取締役社長 (現在に至る) 執行役員社長 (現在に至る)	5,100株
3	とよきのりゆき 豊木則行 (昭和29年1月12日生)	昭和51年4月 富士通株式会社入社 平成20年12月 同社エンタプライズサーバ事業本部長 平成21年6月 同社執行役員 平成22年4月 同社執行役員常務 平成26年4月 当社顧問 平成26年6月 取締役 副社長執行役員 (現在に至る) 平成27年4月 知的財産権統括部長(現在に至る)	2,300株
4	よだとしひさ 依田稔久 (昭和33年1月3日生)	昭和57年4月 当社入社 平成18年11月 第一PLP事業部長 平成19年4月 執行役員 平成21年4月 PLP事業部長 平成23年6月 取締役 上席執行役員 平成26年6月 取締役 専務執行役員 (現在に至る)	6,600株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	あさのよしひろ 浅野 義博 (昭和31年7月21日生)	平成2年9月 当社入社 平成16年7月 営業統括部長代理 平成18年6月 取締役 第一営業統括部長 平成19年4月 取締役 上席執行役員 平成19年6月 上席執行役員 平成22年6月 常務執行役員 平成23年6月 取締役 常務執行役員 (現在に至る) 平成26年6月 環境管理統括部長 (現在に至る)	9,900株
6	※ たかやなぎ ひでのり 高柳 秀則 (昭和31年2月6日生)	昭和54年4月 当社入社 平成20年12月 販売推進統括部長代理 平成21年6月 執行役員 第二事業本部リードフレーム事業部長 平成24年12月 営業統括部副統括部長 平成26年6月 営業統括部長 (現在に至る) SHINKO ELECTRIC AMERICA, INC. 取締役会長 (現在に至る) 平成26年8月 当社上席執行役員 (現在に至る)	0株
7	はせべひろし 長谷部 浩 (昭和35年2月25日生)	昭和58年11月 当社入社 平成18年6月 経理本部長 兼 J-SOX推進室長 平成19年4月 執行役員 平成20年12月 経理本部長 (現在に至る) 平成23年6月 取締役 上席執行役員 (現在に至る) 平成26年6月 共通技術統括部長 (現在に至る)	40,200株

(注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。

- 現在の当社取締役である各候補者の当社における地位および担当は、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (1) 取締役および監査役の氏名等」に記載しております。
- 藤本 明氏をご選任いただいた場合は、第2号議案の承認可決を条件といたしまして、当社は同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。
- 当社は、社外取締役の導入の重要性を認識しております。しかしながら、現在、当社は監査等委員会設置会社への移行も含めた機関設計の検討と、その機関設計の下での、取締役会の構成、および取締役に求められる資質、能力等について議論をしているところであります。このような状況下において、拙速に社外取締役を選任すると、議論の結果をふまえた新たなガバナンス体制にとって弊害となるおそれがあることから、本年の社外取締役の導入を見送っております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役北澤光二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
きた ざわ こう じ 北 澤 光 二 (昭和23年8月25日生)	昭和49年12月 昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 入所 昭和53年9月 公認会計士登録 昭和54年1月 税理士登録 昭和55年12月 昭和監査法人退職 昭和56年1月 北澤公認会計士事務所 (現在に至る) 平成23年6月 当社監査役 (現在に至る)	0株

- (注) 1. 北澤光二氏は、社外監査役候補者であります。
2. 北澤光二氏は、公認会計士および税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、その知見を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
3. 北澤光二氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、北澤光二氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、北澤光二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠として、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
さ へ き り か 佐 伯 里 歌 (昭和43年1月11日生)	平成5年9月 増田・舟井・アイファート&ミッチェル 法律事務所(米国イリノイ州シカゴ) 入所 平成5年11月 米国イリノイ州弁護士登録 平成12年5月 モリソン・フォースター外国法事務弁 護士事務所入所 平成20年1月 同事務所オブ・カウンセル (現在に至る) 平成25年12月 第二東京弁護士会外国特別会員登録	0株

- (注) 1. 佐伯里歌氏の戸籍上の氏名は、牧野里歌であります。  
2. 佐伯里歌氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 佐伯里歌氏は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、その知見を当社の監査に反映していただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。  
4. 佐伯里歌氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。  
5. 佐伯里歌氏が監査役に就任した場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

## 第6号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時の取締役7名に対し総額85,000,000円、当期末時の監査役3名に対し総額7,000,000円の役員賞与を支給することといたしたいと存じます。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 長野県長野市栗田711番地  
 当社栗田総合センター（多目的ホール）  
 電話 026 (226) 1145

交 通 ○タクシー／長野駅東口より8分  
 ○徒 歩／長野駅東口より25分  
 ※お車でご来場の際には、係員の案内に従って駐車場をご利用ください。

